



鳥取県公報

令和6年8月9日(金)
第9620号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出(468)(孤独・孤立対策課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出(469)(〃) 2
	指定自立支援医療機関の指定(470)(障がい福祉課) 2
	知事指定薬物の指定(471)(医療・保険課) 2
	鳥獣保護区の区域の指定(472)(自然共生課) 4
	肥料の登録(473)(くらしの安心推進課) 4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出(474)(企業支援課) 5
	県統計調査の実施(475)(雇用・働き方政策課) 6
	土地改良区の定款の変更の認可(3件)(476~478)(農地・水保全課) 7
	土地改良区連合の設立の認可(479)(〃) 7
	保安林の指定予定(480)(森林づくり推進課) 7
	基本測量の実施(2件)(481・482)(県土総務課) 8
	公共測量の実施(483)(〃) 8
	県道の区域の変更(484)(道路企画課) 8
	開発行為に関する工事の完了(485)(西部総合事務所環境建築局) 9
	土地改良事業計画の変更の認可(3件)(486~488)(西部総合事務所農林局) 9
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任(489)(会計指導課) 9
◇ 議会告示	鳥取県議会個人情報保護条例施行規程の一部改正(5)(議事・法務政策課) 10
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活安全企画課) 11
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(〃) 12
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(庶務集中課) 13

告 示

鳥取県告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人社団中村医院	米子市上後藤三丁目1-6	令和6年7月12日

鳥取県告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社ひまわり薬局	東伯郡北栄町瀬戸64-8	令和6年7月23日

鳥取県告示第470号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

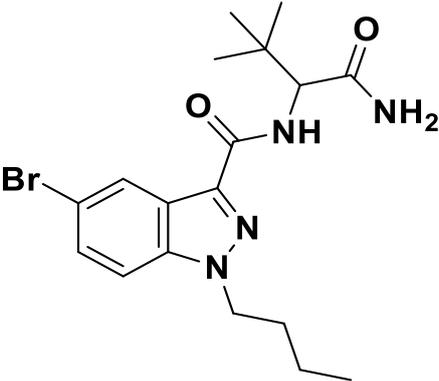
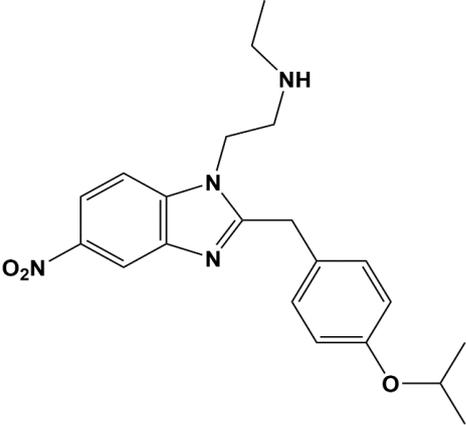
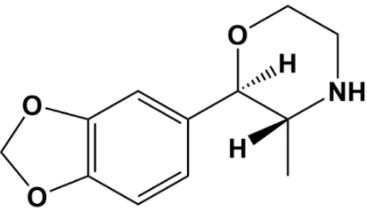
開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社協の輪	鳥取市大杵229-16	訪問看護リハビリステーション寄り添い	鳥取市大杵229-16	精神通院医療	令和6年8月1日
株式会社シニアリビング・スタイル	米子市安倍200-1	こころね訪問看護ステーション錦町	米子市米原一丁目1-1	育成医療、更生医療、精神通院医療	〃
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神一丁目1-10	ウェルネス薬局片原店	鳥取市本町五丁目404-6	精神通院医療	〃

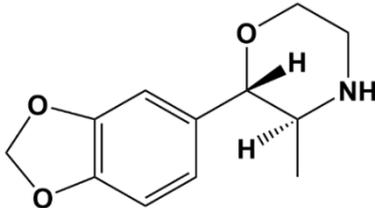
鳥取県告示第471号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
6-知(1)-2	ADB-5' Br-BUTINACA	<p>N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類</p> 
6-知(1)-3	N-Desethylisotontazene	<p>N-エチル-2-{2-[(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類</p> 
6-知(1)-4	3,4-MDPM、3-MDPM、3,4-Methylenedioxyphenmetrazine	<p>(2R,3R)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類</p> 

		<p>(2S, 3S) - 2 - (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール - 5 - イル) - 3 - メチルモルフォリン及びそれらの塩類</p> 
--	--	---

鳥取県告示第472号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区の区域を指定する予定であるので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、令和6年8月22日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 鳥獣保護区の名称

妻鹿野鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

八頭郡八頭町に所在する鳥取森林管理署扇ノ仙国有林7林班、8林班、309林班、310林班、311林班、323林班、324林班、325林班及び326林班の区域（面積668ヘクタール）

3 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

この区域は、鳥取県東部北側にある扇ノ山（標高1,310m）の南部に位置し、積雪の多い奥山地域である。周辺部の森林は集落から離れ、人が侵入し難く、ブナ等の冷温帯の落葉広葉樹天然林が多く残り、多様な植物相を有する極相林を有している。森林性の野生鳥獣の生息地として良好な生息環境が維持されており、多様な鳥獣が生息し、森林鳥獣生息地として重要な場所となっている。また、当該区域内には扇ノ山登山道、キャンプ場「八東ふる里の森」が整備され、森林レクリエーション、野鳥観察の場として多くの県民に利用されている。

このため、鳥獣の生息・繁殖に重要な区域として、また、鳥獣の観察を行うことが出来るよう鳥獣の生息地を保全するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課

6 1から4までに掲げる事項の縦覧期間

令和6年8月9日から14日間

鳥取県告示第473号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録

したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び 住所	登録年月日
鳥 取 県 第569号	魚かす粉末	魚粕粉末2 号	窒素全量 7.0 りん酸全量 5.0	該当なし	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋 茅場町二丁目17-6	令和6年7月25日

鳥取県告示第474号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ米子東店 米子市淀江町佐陀977ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
- 3 変更する事項
 - (1) 店舗の面積
変更前 10,287平方メートル
変更後 13,610平方メートル
 - (2) 施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
変更前 443台
変更後 295台
 - イ 駐輪場の位置
6の書類に記載のとおり
 - ウ 駐輪場の収容台数
変更前 60台
変更後 20台
 - エ 荷さばき施設の位置
6の書類に記載のとおり
 - オ 荷さばき施設の面積
変更前 180.75平方メートル
変更後 152.5平方メートル
- 4 変更年月日
令和7年3月24日
- 5 届出年月日
令和6年7月23日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間

令和6年8月9日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第475号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県職場環境等実態調査

2 調査の目的

県内事業所における職場環境に関わる各種制度の実態を把握し、今後の労政福祉施策の基礎資料を得ること。

3 調査対象の範囲

- (1) 鳥取県全域の事業所のうち日本標準産業分類に掲げる大分類項目「A 農業、林業」、「B 漁業」、「C 鉱業、採石業、砂利採取業」、「D 建設業」、「E 製造業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」、「I 卸売業、小売業」、「J 金融業、保険業」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」又は「R サービス業（他に分類されないもの）」に属し、かつ、常用雇用者規模が10名以上の民営事業所

- (2) (1)に勤務する女性従業員及び男性従業員

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 事業所における女性の就業環境（女性の配置・昇進、キャリア形成）、ワークライフバランス（仕事と育児の両立、仕事と介護の両立、仕事と生活の両立）、ハラスメント対策（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、カスタマーハラスメント）並びに若年者、障がい者及び外国人の雇用の実態並びに行政への要望

イ 従業員のワークライフバランス（仕事と育児の両立、仕事と介護の両立）に関する意識及びハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、カスタマーハラスメント）の状況

(2) 基準となる期日

令和6年8月1日

5 報告を求める者

- (1) 事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）を母集団情報として、無作為抽出により選定した事業所3,000事業所

- (2) (1)の事業所が有意抽出した女性従業員3,000人及び男性従業員3,000人

6 報告を求めるために用いる方法

調査を委託する民間事業者を通じて、報告者に調査依頼文書を郵送し、とっとり電子申請サービスにより回答させる方法で行う。

7 報告を求める期間

令和6年8月19日から同年9月27日まで

8 調査票情報の保存期間

令和7年1月31日まで

9 結果の公表方法

令和6年度鳥取県職場環境等実態調査報告書として鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大原千町土地改良区の定款の変更を令和6年7月30日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を令和6年7月30日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江町土地改良区の定款の変更を令和6年8月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第479号

大原千町土地改良区理事長仲田主及び尾高井手土地改良区理事長勝部明吉から設立認可申請のあった伯耆土地改良区連合については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第77条第2項の規定に基づき、令和6年7月30日設立の認可をし、同法第84条において準用する同法第10条第2項の規定により成立したので、同法第84条において準用する同法第10条第3項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第480号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町神福字豊年畑1592の16

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第481号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(成果不整合地域における基準点改測)
- 2 作業期間 令和6年8月5日から同年11月8日まで
- 3 作業地域 鳥取市及び八頭郡智頭町

鳥取県告示第482号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(空中写真撮影)
- 2 作業期間 令和6年9月25日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 米子市並びに西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町

鳥取県告示第483号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量
- 2 作業期間 令和6年7月30日から同年11月5日まで
- 3 作業地域 鳥取市

鳥取県告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年8月9日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大栄赤碓線	変更前	東伯郡琴浦町大字逢東字東大深田45-4地先から同大字字御供田44地先まで	5.2~6.2	52.0
	変更後	東伯郡琴浦町大字逢東字東大深田45-4地先から同大字字御供田44地先まで	5.2~6.2	52.0

	東伯郡琴浦町大字逢東字御供田44-2地先から同字 23-4地先まで	10.1~32.7	116.0
--	--------------------------------------	-----------	-------

鳥取県告示第485号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年5月9日 鳥取県指令第202400038967号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市小篠津町字御崎灘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都品川区大崎一丁目11-2
株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信

鳥取県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、米子市伯仙土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和6年8月1日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

鳥取県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、淀江町土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和6年8月1日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

鳥取県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和6年8月1日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

鳥取県告示第489号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
国内旅行傷害保険包括契約の保険料確定に伴う返納金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
課長補佐 毎野 卓実

3 委任期間

令和6年8月9日から令和7年3月31日まで

議 会 告 示

鳥取県議会告示第5号

鳥取県議会個人情報保護条例施行規程（令和5年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年8月9日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(本人に対する通知等)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(本人に対する通知等)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為による保有個人情報(議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)の項目</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目</p> <p>(3)～(5) 略</p>
---	---

附 則

この告示は、令和6年8月9日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)の施行の日から施行する。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年8月9日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別 \ 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	令和6年9月13日 午前10時から午後3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	令和6年9月20日 午後1時30分から	〃	〃

	午後 4 時30分まで	
--	-------------	--

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間
 - ア 初心者講習 4 時間30分
 - イ 経験者講習 3 時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料
 - ア 初心者講習 6,900円
 - イ 経験者講習 3,000円
 - (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和6年8月9日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年9月1日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
令和6年9月9日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和6年9月24日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃
令和6年9月15日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレイ射撃場	〃	〃	6人

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年9月3日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和6年9月10日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年9月24日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年9月24日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレイ射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 賃貸借物品の名称及び数量

令和7年度軽自動車（乗用、新車）37台

(2) 賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和7年4月10日から令和13年3月31日までとする。

(4) 引渡し期限

入札説明書による。

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

ア 本件入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した賃貸借期間中の賃貸借料（賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。）の総額を入札書に記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年8月19日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 自動車のリース契約を締結し、令和4年8月10日（水）から令和6年8月9日（金）までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であつて、自動車の貸付けを確実に履行できるものであること。

(6) 1の(1)に示した物品を自社で所有し（令和6年8月9日（金）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び賃貸借物品の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年8月9日(金)から同年9月9日(月)までの間にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/273915.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年8月9日(金)から同年9月9日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月19日(木)午前10時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月18日(水)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第13会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和6年9月9日(月)正午までに郵送等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、郵便等により提出する場合は、封筒に必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金

の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: 37 Light vehicles

(2) September 9, 2024 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 19, 2024 10:00 AM: Time-limit for submission of tenders

(September 18, 2024 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

Tel : 0857-26-7495